

# 平成 31 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針

平成 30 年 7 月 10 日  
内閣総理大臣決定

## 1. 平成 31 年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

平成 31 年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）及び「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に掲げられた内閣の重要政策に係る取組を推進する体制を重点的に整備する。

具体的には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も見据えたテロ対策、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、治安・海上保安の基盤強化、税関・出入国管理・検疫（C I Q）の体制整備等に取り組むとともに、外交実施体制の整備、東日本大震災からの復興への対応や、これらの取組の基盤となる各府省の情報システムのセキュリティ確保などに取り組むこととする。

そのため、平成 31 年度の国家公務員の人件費予算については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）等を踏まえ、職員構成の高齢化等に伴う構造的な増加を抑制するとともに、業務改革を徹底し、既存体制を厳しく見直すこと等により、総額の増加を抑制しつつ、各府省における所要の体制整備が確実に進められるよう配慮して配分する。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付。以下同じ。）についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

また、国家公務員の定年引上げについては、平成 30 年 2 月 16 日にその論点を整理し、人事院に検討を要請したところであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においても、公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討することとされている。その際、能力・実績主義に基づく人事管理を徹底できるか等の論点も指摘されていることにも留意しつつ、今後、人事院における検討を踏まえた上で、具体的な制度設計を行い、結論を得る。当面の間においても、必要な新規採用の確保に配慮しつつ、フルタイム再任用職員の活用を進める。

国家公務員のワークライフバランス推進のための定員については、産前・産後休暇等に加え新たに介護休暇等を取得する場合にも活用できることとされたことを踏まえ、その積極的な活用を図るとともに、その活用状況等を踏まえて必要な措置を行うなど、働き方改革を後押しする取組を推進する。

## 2. 各府省の要求等について

1. の方針を踏まえ、国家公務員の給与改定、各府省からの機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求については、具体的には、以下により行う。なお、各府省は、要求に当たり、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点にも留意するとともに、人件費予算の所要額については、平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針に従って、要求を行う。

#### （1）給与改定について

国家公務員の給与改定については、引き続き、毎年的人事院における検討を踏まえ、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を行った上で、その取扱いを決定する。

#### （2）機構・定員及び級別定数について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に従い、次に掲げる方針に沿って、機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定について所要の要求を行う。その際、時々々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。

① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。

② 定員については、サイバーセキュリティ・情報化審議官等を中心に、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等に基づき、ICTの活用などによる業務改革の取組を徹底し、定員合理化、新規増員の抑制に取り組む。

定員合理化については、内閣人事局長通知に基づき、所要の要求を行う。

既存業務の増大への対応は各府省内の定員の再配置により対処するとともに、新たな行政課題についても、できるだけ再配置による対処に努め、新規増員の抑制を図る。

新規増員の要求については、前段の取組により極力絞り込み、1. に掲げる内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、④に掲げる緊急重点分野に係るもの、東日本大震災からの復興関連など時限のもの、上記の業務改革に係るもの及び新設組織に係るものを除き、前年度要求数と同数以下となるよう、厳しく抑制する。

③ 新規の機構の新設改廃及び定員の増減員に伴い必要となる級別定数の設定及び改定については、定員の合理化も含めた機構及び定員の整備を効果的に支え、組織構造としてバランスのとれたものとなるよう、これらの要求と一体的・総合的な要求を行う。

また、既存の指定職の号俸及び本省管理職相当職以上の級別定数の切上げ要求については、職務の複雑、困難及び責任の度合いがそれにふさわしいものとなっているのか十分に精査し、その数を厳しく抑制する。他の職員についても、職員の年齢構成の変化やそれに伴う職務の変化等を十分に精査した上で要求を行う。

- ④ 我が国周辺海域を取り巻く情勢の緊迫化に対応した海上保安の基盤強化及び急増する訪日外国人旅行者に対する円滑なC I Qの実現については、対応が急務であることから、これらに係る体制については、緊急重点分野として、中期的な方針も踏まえて計画的に整備することとする。
- ⑤ 新たに設置することが予定されているカジノ管理委員会の体制については、簡素で効率的な行政組織の下でカジノ施設の設置及び運営に関する規制の的確な執行が確保されるよう、関係府省の協力を得つつ、人材の確保と併せて、必要な体制の整備を計画的に進める。
- ⑥ 新たな在留資格による外国人材の受入れについては、外国人材の保護や円滑な受入れを可能にするため、的確な在留管理・雇用管理を実施するための効率的な体制を整備する。
- ⑦ 外交実施体制の整備に当たっては、在外公館等における人材について、外国語能力の確保・向上等に努めることを前提に、明確な成果指標を踏まえて既存の公館について必要な見直しを行い、業務の効率化等に取り組みつつ、必要性が高まっている地域に資源を重点的に配分するなど、効率的かつ効果的な業務実施体制を構築する。
- ⑧ 公文書に関するコンプライアンス意識を改革し、公文書管理の適正を確保するため、内閣府及び各省庁において所要の体制整備を図る。
- ⑨ 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴い、所要の体制整備を行う。
- ⑩ 上記のほか、国の機関の移転及び統計改革に係る取組については、効率的な体制整備の視点を踏まえつつ、それぞれの既定の取組方針に基づいて進める。
- ⑪ 社会経済情勢や国際情勢等の急速な変化に対応し、政府の政策対応能力を一層向上させるため、専門スタッフ職制度の活用を図ることとする。特に、極めて高度の専門性を有する人材が必要とされる特定の行政分野においては、行政組織の膨張抑制に留意しつつ、高位の専門スタッフ職の要求を行う。

### 3. 要求期限等

機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って行うものとする。